

川西市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市国民保護協議会条例（平成18年川西市条例第6号）第6条の規定に基づき、川西市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）第7条各号に該当する「非公開情報」について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(代理)

第4条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の幹事をもって、幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し事務を推進する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。
- 4 幹事が、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、総務部行政室防災安全課において処理する。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。